教育研究等環境の整備に関する方針

【教育研究等環境の整備に関する方針】

教育研究組織の規模に応じ、必要にして十分な広さの校地・校舎を配備するとともに、教育研究環境の整備については学生および教員が学術研究に専念できるよう安心かつ快適な環境づくりを行う。